**【児童指導員・機能訓練職員・看護職員資格と配置基準について】　　※参考**

**◎　児童指導員**

|  |
| --- |
| **資　格　要　件** |
| 次のいずれかに該当する者   1. 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 2. **社会福祉士**の資格を有する者 3. **精神保健福祉士**の資格を有する者 4. 学校教育法の規定による**大学**（短期大学を除く）**の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を**   **専修する学科**又はこれらに相当する課程を修めて**卒業した者**（専門職大学の前期課程修了者は含まない）   1. 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する   科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学を  認められた者   1. 学校教育法の規定による**大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科**   又はこれらに相当する課程を修めて**卒業した者**   1. 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する   課程を修めて卒業した者   1. 学校教育法の規定による**高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者**、同法第90条第２項の規定により   大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外  の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格  を有すると認定した者（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）**であって、２年**  **以上児童福祉事業（下記※）に従事したもの**   1. 学校教育法 の規定により、**幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有す**   **る者**であって、都道府県知事が適当と認めたもの  【！】 教員免許の種類について、第一種・第二種・専修や、教科は問いません。**（養護教諭は含まない）**  【！】 資格を有する者とは、免許状保有者のことです。**（教員免許の更新の有無は問わない）**   1. **３年以上児童福祉事業（下記※）に従事した者**であって、都道府県知事が適当と認めたもの   **◎【変更届等に必要な添付書類】について**  **「卒業した者」と記載があるものは「卒業が確認できる卒業証書（写）等」を、資格を求めるものは「資格証（写）」の提出が必要です。**ただし、④～⑦の記載学部に該当するかどうか学部名等で判断できず、「これらに相当する課程を修めて卒業した者」とする場合は、事前に福祉指導監査課（072-924-9362）へ確認した上で、卒業証書（写）等に加え、成績証明書（写）等の送付をもって確認致します。場合により、その他確認書類を求めることがあります。  ⑧・⑩のうち、従事した経験を証明するための**「実務経験証明書」の作成・提出**が必要です。 |
| **※　児童福祉事業とは？**  ・児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設　（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型  認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒  障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）  ・同法第12条の児童相談所における事業  ・同法第6条の2の2に規定する事業　（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問  型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業）  ・同法第6条の3に規定する事業　（児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児  家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、  家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動  支援事業）  【！】 各市町村等が行う**「留守家庭児童」への対策事業（放課後児童クラブ等）**は、事前に担当部署・教育委員会等に、  当該事業が【児童福祉事業】に含まれるかの確認をし、実務経験証明書にも事業名の記載を依頼してください。 |

**※実際に業務に従事した日数は、１年あたり180日以上とする。（業務内容は直接支援業務に限る。）**

**（例）　実務経験２年・・・従事期間２年以上かつ、従事した実日数360日以上が必要**

**◎　機能訓練担当職員**

|  |  |
| --- | --- |
| 業務 | 指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。  ※　特別支援加算を算定する際に配置が必須。 |
| **資　格　要　件** | |
| 【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員（★）】  （主に重症心身障がい児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を  置かないことができます。）  （★）心理指導担当職員とは①②**いずれも**満たす者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいいます。  ①　学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する  課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）  ②　個人及び集団心理療法の技術を有する者  **※ 臨床心理士（認定資格）、公認心理師（国家資格）の資格を有する者は、上記①及び②を満たす者とします。**  **※　国家資格を有しない者については、大学の成績証明書、シラバス、実務経験証明書、研修修了証等を確認し、公認心理師のカリキュラム（下記参照）等を参考にして、同等以上にあたるか総合的に判断します。**  **公認心理師について：https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000174192.pdf** | |

**◎　看護職員**

|  |
| --- |
| **資　格　要　件** |
| 保健師、助産師、看護師、准看護師 |

**※管理者以外の方については、資格証や実務経験証明書などの資格要件が確認できる書類の提出が必要です。**

**例：児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス**※**主として重症心身障がい児以外を通わせる場合**

**【人員基準】　　（※定員10名の場合）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種名 | | 必要員数 | 配置要件 | |
| **管理者** | | 1人以上 | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの | **業務に支障**  **がない場合は**  **兼務可能** |
| 従業員 | **児童発達支援管理責任者** | 1人以上 | 1人以上は専任かつ常勤（◆） |
| **児童指導員** | あわせて  **2人以上**  (**※**) | * **・　1人以上は常勤（◆）を配置**　（常勤者以外は、1人分以上の配置が必要な * ため、常勤・非常勤は問わず、複数名で営業時間を通じての配置でも可） * **・　半数以上は「児童指導員」又は「保育士」とすることが必要** * ・　機能訓練担当職員を、**営業時間を通じて専従で配置**している場合に * 限り、人員基準（必要員数）に含めることが可能 | |
| **保育士** |
| 機能訓練担当職員 | ― | 機能訓練を行う場合は、その時間帯のみ配置（必要に応じて配置） | |
| 看護職員 | ― | 医療的ケアを恒常的に行うことが不可欠な障がい児（医療的ケア児）に、  医療的ケアを行う場合のみ配置　（ページ下部【▲】の場合は配置不要） | |
| **※**定員数に応じて、それぞれの定める数以上の配置　：　障がい児の数が10人まで２人以上  　　10人を超える場合　：　2人に加えて、障がい児の数が10を超えて５、又はその端数を増すごとに、１を加えて得た数以上 | | | | |

**【設備基準】**

|  |  |
| --- | --- |
| **指導訓練室** | **・大阪府下統一ルールに基づき、定員10人の場合30㎡以上（1人あたり3.0㎡以上）確保してください。**  ・訓練に必要な機械器具等を備えること。 |